

警視庁総務部長 殿
各道府県警察の長

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(令和18年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和18年3月31日まで) |

警察庁丁犯被発第7号
令和8年1月19日
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について(通達)
「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について」(令和8年1月19日付け
警察庁丙犯被発第1号)に基づく「犯罪被害給付制度事務処理要領」に係る
運用上の留意事項は下記のとおりであることから、適正な犯罪被害給付制度
の運用に努められたい。

なお、「犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について(通
達)」(令和7年5月29日付け警察庁丁犯被発第99号)は廃止する。

記

1 対象事案の把握及び教示の徹底

(1) 対象事案の把握

対象事案の把握に遺漏なきを期するため、犯罪被害給付事務担当課と
事件主管課、警察署等との連携を一層密にするとともに、必要な体制の
整備に努めること。

特に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する
法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第10条第3項で定める
犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例により、同条第2項の申
請期間を経過した場合であっても申請がされることとなる場合があるこ
とに留意すること。

(2) 教示の徹底

ア 教示の原則

教示はこれを行うことが原則である。

例外的に教示を行わないのは、法第9条の規定による額の最高額を
上回る額の他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領しているこ
とが明らかな場合や犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等
の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。
以下「規則」という。)により犯罪被害者等給付金が不支給となること
が明らかな場合に限られることに留意すること。

イ 適切な教示

個々の事案の軽重、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分に配意して、適切な教示の実施時期、方法、内容等を検討すること。

また、他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合は、その額と犯罪被害者等給付金とが調整されるほか、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、支給を受けた者が有する損害賠償請求権を国が取得することなどを含め、犯罪被害給付制度について丁寧に教示すること。

ウ 教示に当たっての留意点

既に他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合であっても、受領した額と法第9条の規定による額との多寡が明らかでない場合は、教示を行うこと。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合であっても、親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合等、親族関係の実態に応じて支給されるケースがあることから、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に形式的に親族関係がある場合であっても、支給裁定となり得る場合があることを念頭に、誤りなく教示を行うこと。

(3) 適正な業務管理

対象事案が遗漏なく把握され、かつ、教示が適切な時期、方法、内容等でなされているかについての業務管理を徹底すること。

なお、実情に応じて、制度教示の経過、「被害者の手引」の配付、被害者連絡の実施状況など、犯罪被害者等への対応状況の把握に資するシステムの構築について検討すること。

2 適正かつ迅速な裁定

(1) 適正な裁定

裁定のための事務処理に当たっては、調査等により収集された資料に基づいて事実関係を認定した上で、法令に基づいて合理的かつ論理的な裁定案の作成に努めること。

なお、事実認定の困難な事案、審査請求が予想される事案等については、「質疑用紙」（別添1）により警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課（以下「犯罪被害者等施策推進課」という。）と質疑検討を行うこと。

また、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に關

する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「令」という。）及び規則の一部改正法令には、犯罪行為が行われた日により経過措置が定められていることから、その正確な適用に留意すること。

(2) 迅速な裁定

ア 裁定計画

申請を受け付けた事案について、個々に見通しを立て、的確な裁定計画を策定すること。

なお、裁定計画にあっては、毎月「裁（決）定計画書」（別添2）を作成し、月末の5日前までに犯罪被害者等施策推進課に報告すること。

イ 検討調書の作成

「検討調書」（別添3）及び「検討調書作成要領」（別添4）に基づき、検討調書を作成すること。その際、事案の軽重・難易度等に応じて適宜に作成し、また、書類間の重複記載を省略するなど、事務処理の簡素化に配意すること。

ウ 仮給付の積極的な運用

仮給付は、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために行われるものであることを踏まえ、犯罪行為の加害者を知ることができない、犯罪被害者の障害の程度が明らかでない、加療継続中で犯罪被害者負担額が確定しないなど、速やかに裁定をすることができない事情があり、仮給付決定の要件が存在する場合には、その積極的活用に配意すること。また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、仮給付金の支給決定を複数回行うことも可能であることから、個々の犯罪被害者等の経済状況等の事情に応じ、柔軟に運用すること。

特に、重傷病給付金の支給裁定申請のあった事案については、加療が継続中であるがゆえに、給付期間が満了するまで支給に係る裁定を行うことができないような場合には、長期にわたり重傷病給付金を受けられないことになりかねないことから、同制度の積極的な活用を図ること。

この場合、令第16条第2号に規定する「当該仮給付金の決定において定める日」については、その時点において犯罪被害者に支給できる額が最大となるように定めるものとするが、犯罪被害者の自己負担額の算定を簡易、迅速にするため、暦月の末日として差し支えない。

なお、仮給付金の支給決定については、警察本部長が専決処理できるようにすることについて検討すること。

このほか、仮給付の運用に当たっては、「犯罪被害給付制度における

仮給付の更なる推進について（通達）」（令和5年7月24日付け警察庁
丁教厚発第666号）も併せて参考すること。

3 損害賠償に関する状況の適切な把握

(1) 損害賠償に関する調査の実施

裁定のための調査として、損害賠償の請求・受領の有無、加害者等に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力・意思があるか等につき、必要な調査を行い、これらを明確にした上で、法第8条第1項の規定による損害賠償との調整について検討し、その状況について、具体的に検討調書に記載すること。なお、当該調査の対象等は、以下のとおりであるので留意すること。

ア 調査対象事案

次の(ア)から(エ)の場合を除き、全ての事案について当該調査を行うこと。

(ア) 犯罪被害者又はその遺族が損害及び加害者を知った時から5年を徒過し、損害賠償請求権が短期消滅時効により消滅している場合（民法（明治29年法律第89号）第724条及び第724条の2）

(イ) 加害者の人定が特定されていない場合

(ウ) 方法のいかんを問わず、当該調査を行うことにより、犯罪被害者等に危害が及ぶおそれがあると認められる具体的な事情がある場合

(エ) 当該調査を行うことにより、加害者に係る犯罪捜査・公判への支障が生じるおそれがある場合その他の当該調査を行うことが適当でない又は困難であると判断される特別の事情がある場合

なお、これらの場合に該当する事案については、その旨を具体的に検討調書に記述すること。

また、(ウ)及び(エ)の該当性の判断については、可能な限り、裁定の直近で入手した情報に基づき、個別事案に応じて厳格に行われるよう留意すること。

イ 調査対象者

申請者及び加害者はもとより、加害者が未成年、心神喪失等であり賠償責任能力がない場合の監督義務者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者、加害者が死亡した場合の相続人等、当該犯罪被害につき損害賠償責任を負う者について調査を行うこと。

また、加害者等に対する調査を実効的に行うため、加害者等の親族、縁者、知人又は職場関係者等の関係人を明らかにするとともに、必要が

あれば、関係人に対する調査も実施すること。

ウ 調査方法

加害者等に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力・意思があるか等については、間接的な調査結果のみで判断することなく、市区町村、法務省矯正局又は出入国在留管理局への照会により、加害者等の居住地（刑事施設に収容中の場合はその施設）を明らかにし、加害者等からの対面又は書簡による聴取等適宜の方法により実施すること。

エ 調査内容

加害者等からの聴取等においては、犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力、意思等について具体的に把握することとし、資力については、法第8条第1項の該当性を判断する上で重要な考慮要素となる預貯金等の金融資産について把握すること。

また、預貯金等の金融資産と同様に考慮すべき他の資産の所有がうかがわれる場合は、これを明らかにするよう努めること。

オ 調査に当たっての留意点

加害者等からの聴取等に当たっては、事前に犯罪捜査の権限のある機関等に対し、預貯金等の金融資産に関する資料について十分な調査を行い、具体的なやりとりが可能となるよう準備を行うこと。

加害者等から犯罪被害者等に対する損害賠償の意思を確認するに当たっては、犯罪により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であることを念頭に置きつつ、丁寧に聴取すること。

また、犯罪被害者等に対して犯罪被害者等給付金を支給したときは、国が、その額の限度において、支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することとなり、その後、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に基づき、国から請求されることとなる旨教示すること。

なお、加害者等からの聴取等においては、犯罪被害者等の個人情報の保護に関して特段の配意を行うこととし、特に、聴取等を行う都道府県警察が明らかになることにより、犯罪被害者等に危害が及ぶおそれがある人身安全関連事案等に係る調査については、あらかじめ犯罪被害者等施策推進課に報告し、調整を受けること。

(2) 損害賠償に関する動向の把握

裁判の通知に当たっては、申請者に対し、犯罪被害者等給付金の支給後に、加害者等に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者等から損害賠償を受ける見込みが生じたときは、犯罪被害給付事務担当課に申出

を行うように依頼するとともに、裁定後に加害者の人定が特定された場合や加害者等の居住地、資力等といった(1)の調査内容に何らかの変動が生じたことを認知した場合には、受給者、加害者等に対する聞き取り、犯罪捜査の権限のある機関との連携等により、その状況について把握した上で、犯罪被害者等施策推進課に報告すること。

なお、犯罪被害者等給付金の受給者又は加害者に対して聞き取りを行う際には、受給者に二次的被害を与えること、又は加害者の更生を妨げることのないよう十分留意すること。

4 複数の都道府県警察に係る対象事案の取扱い

(1) 関係都道府県警察等への通報

犯罪被害者等が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合には、複数の都道府県警察において対象事案を早期かつ確実に把握する必要があることから、当該対象事案の発生地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課は、関係資料が全て整うことを持つことなくできる限り早期の段階で、犯罪被害者等施策推進課及び当該犯罪被害者等の住所地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課に対して、「複数の都道府県警察に係る犯罪被害給付制度対象事案発生通報票」(別添5)により通報すること。

なお、対象事案の発生地を管轄する都道府県警察による調査によって第一順位遺族を特定することができなかった場合には、第一順位遺族となる可能性のある遺族の住所地を管轄する都道府県警察に対して通報を行うこと。

(2) 関係都道府県警察間の連携

(1)の通報が行われた場合において、当該通報を受けた都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課は、当該通報をした都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課その他関係する部署と連携しつつ、犯罪被害給付制度に関する教示その他犯罪被害者等に対する必要な支援を実施すること。

なお、犯罪被害者等に対する制度教示について、関係都道府県警察間で^{そご}齟齬をきたすことのないよう、当該通報をする都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課においてできる限りの範囲で制度教示を行い、当該教示の内容について別添5の通報票に明記すること。

(3) 遺族給付金支給裁定のための調査に係る調整

複数の第一順位遺族の全部又は一部が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合における犯罪被害者等給付金の裁定のための調査につ

いては、その効率的な実施に資するため、対象事案の発生地の都道府県に居住する第一順位遺族がある場合には当該都道府県警察における裁定のための調査が他の都道府県警察に先行して行われるようにすることを原則として関係都道府県警察相互間で調整し、それ以外の場合には犯罪被害者等施策推進課の調整を受けること。

5 関係機関等との連携

管内の医療機関、医療保険の保険者等の関係機関と緊密な連携を行い、円滑な裁定事務が行われるように努めること。

また、犯罪被害給付制度の周知徹底や適切な申請補助事務等が行われるよう、民間支援団体、他の公的機関等との緊密な連携に努めること。

6 教養の徹底

迅速かつ適正な裁定を推進するため、担当職員の能力向上を図ること。

また、警察活動の各般において本制度について適切な教示を実施することの重要性を踏まえ、職員の知識不足により申請者等に誤解を与えることがないようにするとともに、本制度の利用を促進するため、全職員に対して教養を徹底すること。

7 犯罪被害者等施策推進課への報告等

犯罪被害者等施策推進課への報告、質疑については、これまでのとおり、P-WANにより行うこと。

別添 1

質 疑 用 紙

| | | | |
|----------------|-------|-------|---------------|
| 質疑年月日 | 年 月 日 | 質疑者 | ○○県警察本部○○課 氏名 |
| 事件名 | | | |
| 犯罪被害の 発生年月日 | 年 月 日 | 申請年月日 | 年 月 日 |
| 事件の概要 | | | |
| 質疑内容 | | | |

※ 質疑内容欄には、県の意見・解釈等についても記載すること。

裁（決）定計画書

| | |
|------|--|
| 計画年月 | |
| 県名 | |

| | | |
|-----------|-----|---|
| 未裁定 件数 | 遺族 | 0 |
| | 重傷病 | 0 |
| | 障害 | 0 |
| | 社 | 0 |

| | | |
|--|-----------|---|
| | ①加療継続中 | 0 |
| | ②症状固定待ち | 0 |
| | ③労災の可能性 | 0 |
| | ④先行裁判待ち | 0 |
| | ⑤裁判待合 | 0 |
| | ⑥損害賠償の可能性 | 0 |
| | ⑦申請者都合 | 0 |
| | ⑧特になし | 0 |

- ※ ・裁(決)定予定の有無に関わらず、受理している事案は全て記載すること(裁定済みは除く)。
・登録番号欄には、警察庁登録番号の「申請年・事件番号」を記載すること。
・給付区分欄には、給付金の種別により、「遺族・重傷病・障害」と記載すること。
・事件概要欄には、減額事由に関する事項が明らかとなるように犯罪事実等を記載すること。
・進捗状況欄には、共同裁定県名・損害賠償、他の公的給付の見込み等の具体的な調査状況、その他必要な事項について記載すること。
・裁定することができないか理由欄について、理由が複数ある場合には、若い番号から順に記入すること。

別添3

検討調書

第1 事件名

(例) ○○市内における殺人事件

第2 加害者に関する事項（加害者複数の場合は以下の項目を人数分記載）

- 1 本籍
- 2 住所（事件当時の住所ではなく、裁判のための調査で明らかになった住所又は刑事施設名）
〒 —

3 職業

4 氏名

5 生年月日

6 電話番号

7 特異言動（聴取の際の粗暴な言動、犯罪被害者等への感情等）

8 親族、縁者、知人又は職場関係者等の関係人（関係者複数の場合は以下の項目を人数分記載）

- (1) 加害者との関係
- (2) 住所
- (3) 職業
- (4) 氏名
- (5) 電話番号

9 経歴等

・経歴

・前科前歴等（罪種別） 前科〇犯（　　等） 前歴〇回（　　等）

10 刑事事件における処分結果等

11 加害者が未成年、心神喪失等であり賠償責任能力がない場合の監督義務者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者、加害者が死亡した場合の相続人等、当該犯罪被害につき損害賠償責任を負う者

- (1) 加害者との関係

(2) 本籍

(3) 住所
〒 —

(4) 職業

(5) 氏名

(6) 生年月日

(7) 電話番号

(8) 特異言動

(9) 親族、縁者、知人又は職場関係者等の関係人（上記8の(1)から(5)までの事項）

| | |
|------|--|
| 認定資料 | ・ ・ ・ (加害者等の居住地に関する照会結果は必ず添付すること) |
|------|--|

第3 申請者に関する事項

1 身上等

- 犯罪被害者本人 第一順位遺族 (該当 非該当)
・本籍 日本 外国 ()
・住所
・職業
・氏名
・生年月日 (当時年齢) 年 月 日 生 (当時 歳)
・犯罪被害者との続柄

2 受給資格(遺族給付金の場合)

- ・資格 有 無 (理由)
・遺族の範囲 法第5条
 第1項第 号 ()
 第2項
・生計維持関係 (令第6条) 有 無
 〔認定理由〕
 〔区分〕 妻
 60歳以上の夫、父母又は祖父母
 18歳未満の子又は孫
 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
 上記以外の規則第15条の障害状態にあるもの
 上記以外のもの
・令第6条第1項第1号イ(1)の妻への該当性
 有 無
 〔区分〕 55歳以上の妻
 規則第15条の障害状態にある妻
 〔障害の状態〕

| | |
|------|-------------|
| 認定資料 | ・ ・ ・ |
|------|-------------|

第4 犯罪被害者に関する事項

1 経歴等

- ・経歴
・前科前歴等 (罪種別) 前科○犯 (等) 前歴○回 (等)

2 遺族 ~ (1)~(3)に該当する者全員について記載する。

(1) 第3の1以外の第一順位遺族

- ・本籍 日本 外国 ()
・住所
・職業
・氏名
・生年月日 (当時年齢) 年 月 日 生 (当時 歳)
・犯罪被害者との続柄
・生計維持関係 (令第6条) 有 無

[認定理由]

- [区分] 60歳以上の夫、父母又は祖父母
 18歳未満の子又は孫
 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
 上記以外の規則第15条の障害状態にある者
 上記以外のもの

・申請の状況

(2) 生計維持関係遺族(第3の1及び第4の2(1)を除く。)

・本籍 日本 外国 ()

・住所

・職業

・氏名

・生年月日 (当時年齢) 年 月 日生 (当時 歳)

・犯罪被害者との続柄

・生計維持関係 (令第6条)

[認定理由]

- [区分] 妻
 60歳以上の夫、父母又は祖父母
 18歳未満の子又は孫
 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
 上記以外の規則第15条の障害状態にあるもの
 上記以外のもの

(3) 第3の1並びに第4の2(1)及び(2)以外の法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族

・氏名

・生年月日 (当時年齢) 年 月 日生 (当時 歳)

・犯罪被害者との続柄

| | |
|------|-------------|
| 認定資料 | ・ ・ ・ |
|------|-------------|

第5 犯罪被害に関する事項

1 事案の概要

(1) 犯罪被害者と加害者との関係

(2) 犯罪被害の概要

- ・犯罪被害を受けるまでの状況 (犯罪被害を受けるに至った遠因、直接の動機、原因等)
- ・加害者の犯行準備状況
- ・犯罪被害の状況 (犯行状況、被害者及び加害者の犯行現場等における相互間の言動等)

(3) 法第10条第2項の該当性

- 法第10条第2項に規定された期間内に申請が行われている
- 法第10条第2項に規定された期間を経過して申請が行われている

(4) 法第10条第3項の該当性

有 無
〔理由〕

(5) その他犯罪被害に関連すること

2 犯罪被害の該当性

(1) 罪名、罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時）

- ・認知時 (年 月 日)
 - ・逮捕時 (年 月 日)
 - ・起訴時 (年 月 日)
 - ・判決時 (年 月 日)

(2) 犯罪被害の該当性

- ・犯罪被害の該当性
□ 有 □ 無
〔理由〕

*重傷病給付金の場合

| | | | |
|-----------|---|------|---|
| 入院日数 | 日 | 加療期間 | 日 |
| 傷害又は疾病の状況 | | | |

*障害給付金の場合

| | |
|----------|-------|
| 障害等級 | 第 級 号 |
| 障害の部位・程度 | |
| 認定理由 | |

3 未検挙事件の捜査状況

(1) 搜查体制

(2) 捜査経過と捜査の見通し

| | |
|------|---|
| 認定資料 | <ul style="list-style-type: none">••• |
|------|---|

第6 納付金の減額に関する事項

1 法第6条の規定による減額

(1) 減額程度、根拠規定

- 全額支給
 - 不支給
 - 一部支給

～減額程度 1/3減額 2/3減額

(2) 減額等認定理由～検討箇所は全て理由を記載、適用条項の□欄には全てチェック(■)を入れる。

- 規則第2条 第1号 監護有 第2号 監護有 無
監護無

〔理由〕

- ・規則第2条本文 適用除外有 適用除外無
〔理由〕
- ・規則第2条ただし書 有 無
〔理由〕
- ・規則第3条本文 有 無
〔理由〕
- ・規則第3条ただし書 有 無
〔理由〕
- ・規則第4条 第1号 第2号 第3号 無
〔理由〕
- ・規則第5条 第1号 第2号 第3号 無
〔理由〕
- ・規則第6条 第1号 第2号 無
〔理由〕
- ・規則第7条 有 無
〔理由〕
- ・規則第8条 有 無
 第1項 (第1号 第2号 第3号)
 第2項
〔理由〕
- ・規則第10条 有 無
〔理由〕

2 法第7条の規定による減額

有 無

(1) 納付等の名称

- ・根拠法名
- ・納付等名称

(2) 受給者、受給年月日、受給状況

- ・受給者
- ・受給年月日 年 月 日
- ・受給額 円
- ・受給状況

3 法第8条の規定による減額

(1) 損害賠償の請求

有 無

- ・請求者
- ・被請求者（加害者、その他の者等）
- ・請求状況（請求年月日、請求額、請求方法（訴訟、示談交渉、訴訟提起の見込み等））
- ・交渉経緯

(2) 損害賠償の受領

有 無

- ・受領者
- ・賠償者（加害者、その他の者等）
- ・受領状況（受領年月日、受領額、受領方法（全額・一部受領の別、一括・分割受領の別））
- ・経緯（訴訟、示談交渉等）

- (3) 加害者等の損害賠償能力（加害者複数の場合は以下の項目を人数分記載）

有 無

ア 加害者

- ・預貯金等の金融資産（調査年月日、金融機関名、金額等）
 - ・その他の資産（調査年月日、資産の内容、評価額等）

イ 加害者が未成年、心神喪失等であり賠償責任能力がない場合の監督義務者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者、加害者が死亡した場合の相続人等（第2の11に記載した者）

- ・預貯金等の金融資産（調査年月日、金融機関名、金額等）
 - ・その他の資産（調査年月日、資産の内容、評価額等）

- #### (4) 加害者等の損害賠償の意思

有 無

- 具体的な状況（調査年月日、対象者、確認方法、言辞等、「有」の場合は左記に加え、賠償者、賠償時期、賠償金額、交渉状況、その他今後の損害賠償に関する計画等）

| | |
|------|---|
| 認定資料 | <ul style="list-style-type: none">・・・ <p>(資力について関係機関等への照会を実施した場合、その結果を添付すること)</p> |
|------|---|

第7 仮給付決定、仮給付事案の裁定に関する事項

遺族給付金 重傷病給付金 障害給付金

1 仮給付事案の該当性

有

□ 無 [理由]

2 仮給付決定に関する事項

- (1) 将来給付金を支給する旨の裁定がなされることが確実視される理由

□ 不支給事由がない

□ 裁定額を上回る損害賠償や公的給付の受領見込みがない

- (2) 速やかに裁定することができない事情

□ 加害者が判明しない

□ 減額事由が判明しない

□ 障害等級が判明しない

- 津音寺教が有利しま、
- 他の法令による給付の可能性

□ 損害賠償の可能性

- 損害賠償の可能性
- 重傷病で現在も加療中であり3年を経過していない

- ### (3) 加害者未掲挙の場合

- ・捜査経過期間 年 月
・捜査進展の見込み □ 有 □ 困難
・具体的状況

3 過去に実施した仮給付決定

- ・仮給付決定年月日 年 月 日
- ・仮給付金の額 円

※ 過去に複数回実施している場合は、その全てを記載

4 仮給付事案の裁定に関する事項

裁定を行う理由（裁定移行理由）

- ・加害者検挙の有無 有 無
- ・捜査経過期間 年 月
- ・捜査進展の見込み（加害者未検挙の場合）
 有 困難

・具体的理由

| | |
|------|-------------|
| 認定資料 | ・ ・ ・ |
|------|-------------|

第8 法第9条の規定による給付金の額に関する事項

1 遺族給付基礎額、休業加算基礎額又は障害給付基礎額

(1) 収入日額の算定

- ・労働形態
 - 労基法第9条の労働者 (常用 日雇い)
 - 他の労働者 (自営業、自由業 無職 その他)
- ・計算方法
 - 原則的計算
 - 最低保倣額計算
 - その他

（例：労働者の場合）

○ 原則的計算 (A)

$$\bullet \text{ 総賃金} \div \text{総日数} = \text{収入日額} \text{ ※ 小数点以下第3位四捨五入} \dots\dots\dots A$$

○ 最低保倣額計算（月額と時間により変わる賃金が混在する場合）(D)

$$\begin{aligned} &\bullet \text{ 月額分} \quad \text{月額分} \div \text{総日数} \text{ ※ 端数処理を行わない} \dots\dots\dots B \\ &\bullet \text{ 歩合等分} \quad \text{歩合等分} \div \text{稼働日数} \times 60\% \text{ ※ 端数処理を行わない} \dots C \\ &\bullet \text{ B} + \text{C} = \text{収入日額} \quad \text{※ 小数点以下第3位四捨五入} \dots\dots\dots D \end{aligned}$$

例：原則計算 (A) > 最低保倣額 (D)

= 円

(2) 遺族給付基礎額、休業加算基礎額又は障害給付基礎額の決定

- ・年齢 歳（被害当時）
- ・遺族給付基礎額の決定

○ 遺族給付基礎額の算定

| | |
|--------|-----------------------|
| 収入日額 (| 円) × 70/100 = 遺族給付基礎額 |
|--------|-----------------------|

※ 端数処理を行わない。

○ 遺族給付基礎額の決定

※ 令別表第1又は別表第2の別によること。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、令第6条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは6,600円を、令第6条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは6,400円を、遺族給付基礎額とする。

| | |
|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 最高額超過 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最高額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 中間 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額未満 | 円 |

※ 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合は、上記にかかわらず、上記で求めた額に4,200円を加えた額を遺族給付基礎額とする。

【区分】

| |
|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 配偶者 |
| <input type="checkbox"/> 子 |
| <input type="checkbox"/> 父母 |

= 円

・休業加算基礎額の決定

○ 休業加算基礎額の算定

| | |
|--------|-----------------------|
| 収入日額 (| 円) × 48/100 = 休業加算基礎額 |
|--------|-----------------------|

※ 端数処理を行わない。

○ 休業加算基礎額の決定

※ 令別表第3によること。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が20歳未満である場合にあっては3,200円を、休業加算基礎額とする。

| | |
|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 最高額超過 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最高額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 中間 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額未満 | 円 |

= 円

・障害給付基礎額の決定

○ 障害給付基礎額の算定

| | |
|--------|-----------------------|
| 収入日額 (| 円) × 80/100 = 障害給付基礎額 |
|--------|-----------------------|

※ 端数処理を行わない。

○ 障害給付基礎額の決定

※ 令別表第4又は別表第5の別によること。ただし、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であって、当該犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第1級から第3級までに該当する場合は7,600円を、犯罪行為が行われた時にお

ける犯罪被害者の年齢が20歳未満であって、当該犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第4級から第14級までに該当する場合は5,900円を、障害給付基礎額とする。

| | |
|--------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 最高額超過 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最高額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 中間 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 最低額未満 | 円 |
| | = 円 |

2 倍数

・遺族給付金の場合

[根拠]
政令第6条

第1項第1号 生計維持関係遺族あり

イ～生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満の者が含まれていない場合

⇒ 当該生計維持関係遺族の人数の区分に応じた倍数

| | |
|---|--------|
| <input type="checkbox"/> (1) 1人 | 1,530倍 |
| <input type="checkbox"/> 55歳以上の妻又は規則第15条の障害状態にある妻 | 1,750倍 |
| <input type="checkbox"/> (2) 2人 | 2,010倍 |
| <input type="checkbox"/> (3) 3人 | 2,230倍 |
| <input type="checkbox"/> (4) 4人以上 | 2,450倍 |

※ 生計維持関係遺族の区分（第2項）

| | |
|---------------------|---|
| 1 妻 | 人 |
| 2 60歳以上の夫、父母又は祖父母 | 人 |
| 3 18歳未満の子又は孫 | 人 |
| 4 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹 | 人 |
| 5 規則第15条の障害状態にあるもの | 人 |

ロ～生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満の者が含まれている場合

⇒ 当該生計維持関係遺族（全員）の人数の区分に応じた上記イによる倍数に、犯罪行為が行われた当時8歳未満であった生計維持関係遺族の年齢ごとの人数に応じた、下記の表に定める数を合計した数を加えた倍数

| | |
|------|-----|
| 1人 | 153 |
| 2人 | 201 |
| 3人 | 223 |
| 4人以上 | 245 |

①上記イによる倍数 _____ 倍

②8歳未満であった生計維持関係遺族に係る
下記の数の合計 _____

| | | |
|------|---|-------|
| 8歳未満 | 人 | _____ |
| 7歳未満 | 人 | _____ |
| 6歳未満 | 人 | _____ |
| 5歳未満 | 人 | _____ |
| 4歳未満 | 人 | _____ |

| | | |
|--|-----|-------------|
| $\begin{cases} 3 \text{歳未満} & \text{人} \\ 2 \text{歳未満} & \text{人} \\ 1 \text{歳未満} & \text{人} \end{cases}$ <p style="text-align: center;">①及び②の合計</p> | $=$ | 倍 |
| 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 上記第1号以外のもの | $=$ | 1,000倍 倍 |

・障害給付金の場合

[根拠]
政令第15条
規則別表

| | | | |
|--------------------------|-----------|---|--------|
| <input type="checkbox"/> | 第1級(常時介護) | 号 | 2,880倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第1級 | 号 | 2,160倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第2級(随時介護) | 号 | 2,160倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第2級 | 号 | 1,865倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第3級 | 号 | 1,600倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第4級 | 号 | 920倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第5級 | 号 | 790倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第6級 | 号 | 670倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第7級 | 号 | 560倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第8級 | 号 | 450倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第9級 | 号 | 350倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第10級 | 号 | 270倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第11級 | 号 | 200倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第12級 | 号 | 140倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第13級 | 号 | 90倍 |
| <input type="checkbox"/> | 第14級 | 号 | 50倍 |

= 倍

3 犯罪被害者負担額の算定

(1) 犯罪被害者の加入する医療保険(保険者)

国民健康保険 (市町村 国民健康保険組合)

(名前 :)

健康保険 (全国健康保険協会 健康保険組合)

(名前 :)

その他

(名前 :)

(2) 犯罪被害者の加療状況

・加療期間

1か月以上 1か月未満
年 月 日 ~ 年 月 日 (日)

・入院期間

3日以上 3日未満
年 月 日 ~ 年 月 日 (日)

(3) 犯罪被害者負担額の算定

| | | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 |
|-----------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 傷病に係る 医療を行っ た日数 | 入院実日数 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| | 入院外診察実日数 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |

| | | | | | |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 領収書等による自己負担額 A | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 医療費自己負担額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 食事療養に係る自己負担額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 高額療養費等の額 B | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 付加給付額 C | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 犯罪被害者負担額=A-B-C | ① 円 | ② 円 | ③ 円 | ④ 円 | ⑤ 円 |

| 年月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑥ 円 | ⑦ 円 | ⑧ 円 | ⑨ 円 | ⑩ 円 | ⑪ 円 | ⑫ 円 | ⑬ 円 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| ⑯ 円 | ⑰ 円 | ⑱ 円 | ⑲ 円 | ㉑ 円 | ㉑ 円 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|

| 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ㉒ 円 | ㉓ 円 | ㉔ 円 | ㉕ 円 | ㉖ 円 | ㉗ 円 | ㉘ 円 | ㉙ 円 |

| 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ㉚ 円 | ㉛ 円 | ㉜ 円 | ㉝ 円 | ㉞ 円 | ㉟ 円 | ㉟ 円 | ㉛ 円 |

※ 円未満切り捨て

$$\begin{aligned}
 \text{犯罪被害者負担額} = & \quad ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ \\
 & + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ⑲ + ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘ + ㉙ + ㉚ \\
 & + ㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞ + ㉟ + ㉟ + ㉛
 \end{aligned}
 \quad =
 \quad \text{円}$$

4 休業加算額の算定

- (1) 療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日の数（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間のもの）

- 認定資料がある場合
 • 収入の全部を得られなかつた日 日
 • 一部を得られなかつた日 日 計 日 …①
- 年俸制、月給制等の場合で、当該療養にかかる期間の収入が減少したもの、減少の原因となつた日が特定できない場合

| | | |
|-----------|--------------|--------|
| 減少額 (円) | ÷ 収入日額 (円) | = 商…剩余 |
|-----------|--------------|--------|

- 収入の全部を得られなかつた日(商の値) 日
 • 一部を得られなかつた日(剩余があれば1日) 日 計 日 …①

(2) 休業日の数

上記4(1)から次に掲げるものを除いた日

- 休業加算基礎額を超える収入を得た部分休業日 日
- 休業日の第3日目までの日 3日
- 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置をされていた日 日
- 被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日 日
- 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日 日
- 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日 日
- 法廷等の秩序維持に関する法律第2条第1項の規定により留置場に留置をされていた日 日
- 少年法第24条第1項第2号又は第3号の規定により少年院等に収容をされていた日 日
- 計 日 …②
- 休業日の数 = ① - ② = 日 …③

(3) 部分休業日における収入の合計額

部分休業日（上記(2)の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日）において得た収入の額を合算した額

計 円 …④

(4) 休業加算額の算定

| |
|---|
| 休業加算基礎額 × 休業日の数(③) - 部分休業日における収入(④) = 休業加算額 |
|---|

※小数点以下切り捨て

5 法第9条の規定による給付金の額

◆ 遺族給付金の場合

| |
|---------------------------------------|
| 遺族給付基礎額 × 倍数 + 犯罪被害者負担額 + 休業加算額 = A 円 |
|---------------------------------------|

※小数点以下切り捨て

- 減額式（例 1/3減額の場合）

| | |
|------------------------|------------|
| A × 1/3 + その他の減額 = B 円 | ※小数点以下切り捨て |
|------------------------|------------|

- 給付額

$$A - B = \text{給付額} \quad (\text{遺族給付金})$$

◆ 重傷病給付金の場合

$$\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} = A \text{ 円}$$

…前記の算定により得た額
※円未満切り捨て

- 減額式（例 1/3減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 納付額

$$A - B = \text{給付額} \quad (\text{重傷病給付金})$$

◆ 障害給付金の場合

$$\text{障害給付基礎額} \times \text{倍数} = A \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 減額式（例 1/3減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 納付額

$$A - B = \text{給付額} \quad (\text{障害給付金})$$

| | |
|------|-------------|
| 認定資料 | • • • |
|------|-------------|

第9 裁（決）定案

- 1 納付金（仮納付金）を支給する。

〔例〕 各給付金算定式（1/3減額の場合）

◆ 遺族給付金の場合

（遺族給付基礎額×倍数+犯罪被害者負担額+休業加算額）

$$- [(\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}) \times 1/3 + \text{その他の減額}]$$

第一順位遺族の数

= 納付金

◆ 重傷病給付金の場合

犯罪被害者負担額+休業加算額- [(犯罪被害者負担額+休業加算額) × 1/3 + その他の減額] = 納付金

◆ 障害給付金の場合

（障害給付基礎額 × 倍数）- （障害給付基礎額 × 倍数 × 1/3 + その他の減額）= 納付金

2 納付金を支給しない

検討調書作成要領

1 作成の基本

- (1) 検討調書への記載は、事案の内容等を勘案し都道府県公安委員会の判断により、検討票の記載内容を必要かつ十分なものとした上で、その作成内容を省略し、又は簡略化することができる。
- (2) 上記により記載内容を省略等する場合においても、減額事由に関する事項、給付金計算に関する事項及び裁定のための重要な要件となる事項については、厳格に審査の上、詳細に記載するものとする。
- (3) 裁定に影響を及ぼす、犯罪被害者の当時の年齢、遺族の範囲、遺族の当時の年齢、各基礎額の算定に用いる係数、各基礎額、倍数等の形式的事項については、確実かつ正確にチェックを行うこと。
- (4) 事実確認においてはこれを省略することなく、根拠法令、裁定事例及び実務に従い確実に対応すること。

2 具体的基準

- (1) チェック欄（□）において該当する箇所は、「■」にすること。
- (2) 検討調書の省略又は簡略化は、次を参考に行うこと。
 - ア 第5中、「1 事案の概要」については、必ずしも項目ごとに記載せず、同項目を加味した事案の概要を記載することで足りる。なお、検討票の欄中「犯罪被害の概要」に内容が十分に記載されている場合は、当該欄の記載を省略することができる。
 - イ 第5中、「2 犯罪被害の該当性」については、検討票中、「犯罪被害を受けた日時」「加害者の処分結果等」「犯罪被害の概要」の各欄に必要な事項が記載されていれば、これを省略することができる。
 - ウ 第5中、「3 未検挙事件の捜査状況」については、検討票にこれが十分に記載されていればこれを省略することができる。
 - エ 第6以下の事項は全て記載する。

別添 5

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 殿
警察本部 部 課長 殿

警察本部 部 課長

複数の都道府県警察に係る犯罪被害給付制度対象事案発生通報票

| | | | |
|--|---|--|--|
| 発生年月日： 年 月 日 | | 発生場所： | |
| 事件名： | | | |
| 犯罪被害者 | 氏名： | | 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | 生年月日： | 年 月 日 | 職業： |
| | 本(国)籍： | | |
| | 住所： | | |
| | 連絡先： | | |
| | 教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 申請の意思： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保留 | |
| 教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話 (被害者の手引きの交付 <input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未) | | | |
| 教示の内容（又は教示できなかった理由）： | | | |
| 加害者 | 氏名： | | 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | 生年月日： | 年 月 日 | 職業： |
| | 本(国)籍： | | |
| | 住所： | | |
| | 処分状況： | | 前科 犯 前歴 回 |
| 被害程度 | 死亡： 年 月 日 [死因] | | |
| | 負傷： [程度] <input type="checkbox"/> 入院中[期間] 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 通院中[期間] 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 不明 | | |
| | 障害（見込み）： [部位] [程度] | | |
| 第一順位遺族（又は第一順位遺族となり） | 第一順位遺族の特定 <input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未 | | |
| | 第一順位遺族を特定した理由とその根拠（又は特定できなかった理由）： | | |
| | 氏名： | | 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | 生年月日： | 年 月 日 | 職業： |
| | 住所： | | |
| | 連絡先： | | |
| 続柄： | | 生計維持関係 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | |
| 教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 申請の意思： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保留 | | |
| 教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話 | | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 得 る 遺 族 () | (被害者の手引きの交付 <input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未) | |
| | 教示の内容（又は教示できなかつた理由）： | |
| | 除斥期間起算点： 年 月 日 | 〔理由：〕 |
| 事 案 概 要 と 参 考 事 項 | | |
| 担 当 者 | | |

* 第一順位遺族が複数である場合には、枠を増やして記載すること